

登録選手の対外活動に関する申請等の内規

この規則は、公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）が指名した本会強化指定選手およびその他の登録選手が、下表に示す行事(本会および加盟団体が主催する行事は除く)に、選手の資格で参加する場合に必要とする申請等についても定めるものである。

なお、外国との交流競技会(演技会も含む)におけるマーク(日の丸、所属等)の選択は、その目的に基づいた参加責任者の判断に委ねる。

区分	外国との交流競技会	外国との合同強化合宿	演技会等
ナショナル選手	選手の所属団体は、加盟団体を経由して本会に申請し、許可を受けることとする。	選手の所属団体は、予め加盟団体および本会に届け出ることとする。	依頼団体または選手の所属団体は、あらかじめ本会に届け出ることとする。
その他の強化指定選手	選手の所属団体は、加盟団体を経由して本会に申請し、許可を受けることとする。	選手の所属団体は、予め加盟団体および本会に届け出ることとする。	依頼団体または選手の所属団体は、あらかじめ本会に届け出ることとする。
その他	選手の所属団体は、加盟団体を経由して本会に申請し、許可を受けることとする。	選手の所属団体は、予め加盟団体および本会に届け出ることとする。	

〈申請書、届出書の様式〉

1. 行事の名称と主催者および目的と内容
2. 行事の日程と実施場所
3. 責任者と参加者の名簿
4. 提出締切：少なくとも1ヶ月前とする

附則

この規程は、公益財団法人日本体操協会の設立の登記の日から施行する。

平成 25 年 3 月 17 日 制定